

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第8回）議事概要

日 時 平成24年 5 月18日（金） 10:45～11:05

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房経理課長、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課課長補佐（総務）（代理）、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課長

概 要

1. 発注者綱紀保持対策が5年目となる中、更なる綱紀の保持、不適正事案の再発防止に向けて取り組むよう官房長から発言
2. 平成23年度発注者綱紀保持対策の実施状況について報告（資料1及び資料1-1～1-4）
3. 平成24年度発注者綱紀保持対策の実施方針について報告（資料2）
4. 林野庁小委員会の平成23年度における活動状況について報告（資料3）
5. 締め括りとして、官房長から、綱紀保持研修の強化並びに各職員に対する綱紀保持及び法令遵守について周知徹底を図るように指示

以 上

平成23年度発注者綱紀保持対策の実施状況について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 企画立案担当者研修の概要（平成23年6月）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者（37名）に対して研修を実施。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）
- ②官製談合防止法等に関する講義（講師：公正取引委員会）
- ③コンプライアンスに関する講義（講師：外部講師）

〈効果測定〉

- ①講義終了後、チェックシートの実施
- ②後日、レポートの提出

〈その他〉

- 講義終了後、アンケートの実施

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成23年12月、平成24年2月）

平成23年度、24年度の2年間で、本省の管理監督者及び発注担当職員全員（1,232名）に受講させることを目標とし、平成23年度は、半数以上（798名）に対して研修を実施。

〈研修項目〉

- 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）

〈効果測定〉

- 講義終了後、チェックシートの実施

(3) 独立行政法人向け発注者綱紀保持説明会の概要（平成23年12月、平成24年2月）

希望する独立行政法人の担当者（59名）に対して説明会を実施。

〈研修項目〉

- 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房経理課）

〈効果測定〉

- 講義終了後、チェックシートの実施

2 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等に、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」を行った。

- （１）東北農政局土地改良技術事務所、阿武隈土地改良調査管理事務所及び福島農政事務所（平成23年7月25日～26日実施、研修参加者69名）
 - （２）動物検疫所（平成23年11月9日実施、研修参加者15名）
 - （３）横浜植物防疫所（平成24年3月2日実施、研修参加者39名）
- 合 計 5 機関等 研修参加者123名

平成23年度発注者綱持研修等開催状況

平成24年3月31日現在

実 施 機 関			開 催 状 況	
			参加者総数	開 催 内 容
農 林 水 産 本 省			835名	6/6～7 企画立案担当者研修 37名 (講師：公正取引委員会、大臣官房経理課及び外部講師) 施設等機関及び地方支分部局等発注者綱紀保持担当者等を対象 農林水産本省発注者綱紀保持研修 (講師：大臣官房経理課会計指導第1班) 省内の管理監督者及び発注担当職員を対象 第1期 12月(1日～5日3日間7回) 675名 (内訳) 大臣官房64名、大臣官房統計部97名、消費・安全局61名、食料産業局20名、生産局75名、経営局33名、農村振興局61名、農林水産技術会議事務局41名、林野庁(一般会計)43名、林野庁(特別会計)135名、水産庁31名、農林水産政策研究所14名 第2期 2月(3日～6日2日間2回) 123名 (内訳) 大臣官房20名、大臣官房統計部27名、消費・安全局11名、生産局14名、経営局1名、農村振興局8名、農林水産技術会議事務局12名、林野庁(一般会計)9名、林野庁(特別会計)11名、水産庁7名、農林水産政策研究所3名
(参 考)				
地 方 農 政 局	東 北	178名	7/25、26 研修69名(講師：大臣官房経理課会計指導第1班)、10/6、13 講習53名(講師：総務課監査官)、11/24 講習56名(講師：総務課監査官)	
	関 東	50名	6/24 関東農政局発注者綱紀保持研修 50名 (講師：公正取引委員会、人事課、総務課、会計課)	
	北 陸	228名	6/3 講習12名、7/21 講習20名、11/25 講習52名、1/24 講習51名、2/13 講習53名、2/17 講習40名(講師：総務課監査官)	
	東 海	229名	11/2～1/31 [10会場] 229名 平成23年度発注者綱紀保持講習会 (講師：総務部総務課長、監査官及び監査係長)	
	近 畿	72名	10/11 講習 41名※瀬戸内海漁調1名を含む、1/30 講習 31名 (講師：総務課監査官及び公正取引委員会事務局総局近畿中国四国事務所経済係長)	
	中 国 四 国	239名	6/17 講習19名、6/23 講習38名、11/21 講習58名、12/15 講習22名、3/13 講習71名、3/22 講習31名(講師：総務課長及び総務課監査官)	
九 州	344名	7/28～3/21 発注者綱紀保持担当者等への研修7回(講師：総務課監査官)		
北 海 道 農 政 事 務 所			58名	7/12 研修30名※北海道漁調2名を含む(講師：庶務課長補佐)、2/7 研修28名※北海道漁調4名を含む(講師：経理課長)
森 林 管 理 局	北 海 道	429名	4/13～1/20 発注者綱紀保持研修等11回(講師：北海道局専門官(契約適正化)ほか)	
	東 北	331名	4/8～2/16 発注者綱紀保持研修等9回(講師：公正取引委員会、東北局専門官(契約適正化)ほか)	
	関 東	275名	5/17～1/11 発注者綱紀保持研修等5回(講師：公正取引委員会、外部講師(大学院教授)、関東局総務課長ほか)	
	中 部	251名	5/12～2/13 発注者綱紀保持研修等5回(講師：公正取引委員会、中部局総務課長ほか)	
	近 畿 中 国	156名	4/14～3/22 発注者綱紀保持研修等9回(講師：近畿中国局総務課長ほか)	
	四 国	90名	4/26～12/13 発注者綱紀保持研修等5回(講師：公正取引委員会、四国局総務課長ほか)	
九 州	134名	4/11～9/7 発注者綱紀保持研修等5回(講師：外部講師(大学准教授)、九州局専門官(契約適正化)ほか)		
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	6名	7/12 研修 2名(講師：公務人材開発協会)、2/7 研修 4名(講師：北海道農政事務所経理課長)※いずれも北海道農政事務所での研修に参加	
	仙 台	(1名)	(6/6～6/7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)	
	新 潟	(1名)	(6/6～6/7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)	
	境 港	(1名)	(6/6～6/7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)	
	瀬 戸 内 海	2名(1名)	(6/6～6/7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)、10/11講習 1名(講師：公正取引委員会、近畿農政局総務課監査官)※近畿農政局での研修に参加	
	九 州	(1名)	(6/6～6/7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)	
植 物 防 疫 所	横 浜	39名	3/2 講習39名(講師：大臣官房経理課会計指導第1班)	
	名 古 屋	13名	4/18 講習6名、10/25 講習7名(講師：庶務課管理係長)	
	神 戸	41名	7/8 研修18名(講師：庶務課管理係長)、11/25 研修23名(講師：公正取引委員会事務局総局近畿中国四国事務所)	
	門 司	16名	2/27 研修16名(講師：公正取引委員会事務局総局九州事務所総務課経済係)	
	那 覇	13名	7/28 研修13名(講師：那覇植物防疫事務所庶務課会計係長)	
動 物 検 疫 所			81名	11/9 事務官研修20名(講師：大臣官房経理課会計指導第1班)、11/16 所内講習61名(講師：庶務課長)
動 物 医 薬 品 検 査 所			79名	6/30 研修10名(講師：庶務課長)、12/2 研修69名(講師：庶務課長)
農 林 水 産 研 修 所			9名(1名)	(6/6～7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名)、3/23 研修8名(講師：農林水産研修所総務課長)
農 林 水 産 政 策 研 究 所			(2名) (17名)	(6/6～7 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 2名) (12/1～5 農林水産本省発注者綱紀保持研修へ参加 14名) (2/3～6 農林水産本省発注者綱紀保持研修へ参加 3名)
森 林 技 術 総 合 研 修 所			36名	8/4 研修16名、12/21 研修20名(講師：研修所総務課長、公正取引委員会事務局総局経済取引局総務課)
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 事 務 所			15名	7/5 研修15名(講師：筑波事務所総務課課長補佐)
(参考) 独立行政法人			(59名)	(12/5 研修35名、2/3 研修24名(講師：大臣官房経理課会計指導第1班))

※ 括弧書きは、農林水産本省発注者綱紀保持研修等に対して当該機関の発注者綱紀保持担当者の参加した人数。(内数)

発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果

平成23年度において実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり

1 施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して実施。(平成23年6月、設問別の正答率は資料1-3)

- 解答者 37名
- 設問数 10問
- 正答率 86.8%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

2 本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。(平成23年12月及び平成24年2月、設問別の正答率は資料1-4)

- 解答者 798名
- 設問数 10問
- 正答率 97.2%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

3 独立行政法人の担当者に対しての説明会で実施(平成23年12月及び平成24年2月、設問別の正答率は資料1-4)

- 解答者 59名
- 設問数 10問
- 正答率 96.6%
(正解者の延べ人数／解答者の延べ人数)

(参 考) 過去の発注者綱紀保持に関するチェックシート
実施結果

①平成22年6月	78.9% (解答者 75名)
②平成22年11月	75.8% (解答者817名)
③平成23年2月	85.4% (解答者 56名)

平成23年6月研修に実施した発注者綱紀保持に
 関するチェックシート実施結果（設問別）

※ 解答者数 37名

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	「発注担当職員」とは、仕様書、設計書の作成、監督、検査を行う原課の事業担当者や、予定価格の作成、契約相手方の選定等を行う契約事務担当者及び決裁者などの発注に係る秘密を知ることの出来る職員をいい、文書进行处理する担当者は契約事務を行う職員ではないので「発注事務担当職員」に含まれない。	×	100.0% (37名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者も含まれるが、委託契約相手方である地方公共団体等は含まれない。	×	94.6% (35名)
3	健康診断の入札を毎年実施しているが、例年1者応札となっていることから、発注担当職員は、1者応札解消のため市内の医師会に「ホームページに入札公告を掲示したので会員にお伝えください。」と電話した。	○	37.8% (14名)
4	入札を予定している役務契約について、匿名の電話で「談合が行われている」との情報があった。その際、相手方は匿名であり、これ以上の説明はなかった。 したがって、情報の信憑性が不確定で根拠がないことから、上司と相談し了解を得た上で、入札を予定どおり実施することとした。	×	94.6% (35名)
5	発注担当職員は、工事の仕様書を作成するため残業していたが、終電が近いこと及び翌日が期限であったことから、作成途中の当該仕様書データを自宅で作成するためメールにより送信した。帰宅後、仕様書を完成させ、仕事場へメールで送信し、翌日の期限に間に合わせた。	×	100.0% (37名)
6	入札公告期間中、発注機関にて入札説明書等を配布する際、「入札説明書配布者名簿」を作成し受領者名を記名させた。	×	73.0% (27名)
7	事業者が来署され、名刺入れに名刺を入れて立ちさろうとしたとき、丁度、廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わし後、発注担当職員は持ち場へ戻ろうとしたが、事業者から発注事務に関する問い合わせがあったので、つい一人でその場で対応し回答したところ、事業者の理解も得られた。	×	100.0% (37名)
8	事業者が自社製品の紹介のために来庁したので、自らが担当する事務に関連することから対応しようとしたところ上司が不在のため、当該事務に関係のない他課の課長に同席を依頼し、事務室内の応接スペースで対応した。	○	89.2% (33名)
9	発注担当者は、自ら担当する発注事務に関し、不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属の長及び担当者に報告すれば書面でなく口頭での報告でも良い。	×	81.1% (30名)
10	執務室は、受付カウンターで仕切るなど、それぞれの執務室の規模、レイアウト等に応じて事業者等の自由な出入りを制限しているので、執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示は必要ない。	×	97.3% (36名)

平均 86.8%

平成23年12月及び平成24年2月、農林水産本省発注者綱紀保持研修終了後、
チェックシート実施結果（設問別、独立行政法人担当者含）

※ 解答者数 857名（本省職員798名、独法担当者59名）

※ 訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正解者数)
1	「発注担当職員」とは、仕様書、設計書の作成、監督、検査を行う原課の事業担当者や、予定価格の作成、契約相手方の選定等を行う契約事務担当者及び決裁者や文書処理する担当者なども発注に係る秘密を知ることの出来る職員であるため、「発注担当職員」に含まれる。	○	98.0% (840名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者の他、委託契約相手方である地方公共団体等も含まれる。	○	97.9% (839名)
3	入札を予定している役務契約について、匿名の電話で「〇〇社が落札する予定」との情報があつた。その際、相手方は匿名であり、これ以上の説明はなかった。 したがって、情報の信憑性が不確定で根拠がないことから、上司と相談し、了解を得た上で、入札を予定どおり実施することとした。	×	99.9% (856名)
4	発注担当職員は、役務の仕様書を作成するため残業していたが、翌日が期限であったことから、作成途中の当該仕様書データを自宅で作成するためメールにより送信した。帰宅後、仕様書を完成させ、仕事場へメールで送信し、期限に間に合わせた。	×	97.7% (837名)
5	ある業者から工事の発注予定（工事件名、入札時期、施工場所）についての問い合わせがあり、すでにホームページで公表済みであったので、その範囲内で回答した。	○	97.6% (836名)
6	事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあつたので、つい一人で対応した。	×	98.7% (846名)
7	事業者が自社製品の紹介のために来庁したので、自らが担当する事務に関連することから、対応しようとしたところ上司が不在のため、当該事務に関係のない他課の課長に同席を依頼し、応接スペースで応対した。	○	90.1% (772名)
8	入札参加予定業者から電話があり、自ら担当する入札案件に関し、予定価格の金額に関する質問をされたので、回答できないと拒否するとともに、この働きかけに対して内容を記録し、公表する旨を伝えた。	○	94.5% (810名)
9	発注担当職員は、自ら担当する発注事務に関し、不当な働きかけを受けたときは、直接の上司である管理監督者ではなく、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に対し、速やかに口頭で報告するとともに所定の様式により報告する。	○	97.9% (839名)
10	執務室は、受付カウンターで仕切るなど、それぞれの執務室の規模、レイアウト等に応じて事業者等の自由な出入りを制限し、執務室への自由な出入りが制限されている旨の掲示を行う必要がある。	○	97.5% (836名)

平均 97.0%

平成24年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

1 発注者綱紀保持研修の開催

(1) 本省が実施する研修

本年度は、昨年度に引き続き、「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」と「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」をそれぞれ実施する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広な取得を目的とする。

イ 開催時期 平成24年 6 月 7 日～ 8 日 1 回（2 日間）

ウ 研修項目

(ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義

(講師：大臣官房経理課)

(イ) 官製談合防止法等に関する講義

(講師：公正取引委員会)

(ウ) コンプライアンスに関する講義

(講師：外部講師)

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、2 年間ですべての者を受講（今年度は2カ年度目）させる。

イ 開催時期

(ア) 平成24年 7 ～ 9 月頃

2 日間で4回(1 日当たり 2 回(午前・午後各 1 時間× 2))

(イ) 平成24年12月頃

2 日間で4回(1 日当たり 2 回(午前・午後各 1 時間× 2))

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義（講師：大臣官房経理課）
チェックシートの実施

(2) 施設等機関及び地方支分部局が実施する研修

当該機関の発注者綱紀研修の企画立案担当者により、当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対する研修

2 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修等への講師の派遣

当該機関で開催する発注者綱紀保持研修等において、当該機関の管理監督者及び発注担当職員に対し、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させるため、本省担当者（大臣官房経理課）を講師として派遣する。

(1) 東北農政局において開催する研修に、大臣官房経理課の担当者を派遣する等の協力を行う。

(2) 各森林管理局において開催する研修に、大臣官房経理課の担当者を派遣する。

3 独立行政法人担当者を対象とする説明会

1の(1)の②本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修の開催に合わせ、希望する独立行政法人の担当者向けに実施する。

平成24年5月18日
林 野 庁 林 政 課

林野庁小委員会(林野庁直轄事業契約監視等委員会)の
平成23年度における活動状況

1 小委員会の開催状況

平成23年度は、3回開催した。

- (1) 第1回 7月26日 (職員アンケート調査結果、巡回点検の実施計画等を審議)
- (2) 第2回 11月22日 (巡回点検の結果、入札監視委員会の運営状況等を審議)
- (3) 第3回 3月13日
(広島森林管理署事案、事業者アンケート調査結果、24年度業務計画等を審議)

2 実施業務

小委員会の指導の下、事務局が次の業務を実施した。

(1) 職員アンケート調査の実施

5月に、国有林野事業職員を対象として、発注者綱紀保持の取り組み状況や22年度の事業者アンケート調査結果の内容についての無記名アンケート調査(2回目)を実施した(回答数3,901、回収率88.6%)。調査結果の概要を取りまとめ、全職員へ配布し周知を図った。

(2) 巡回点検の実施

9月に、全森林管理局を対象として、各局で実施している署等に対する巡回点検、抜き打ち監査の実施状況及び各局入札監視委員会の運営状況を把握するための本庁による巡回点検を実施した。実施結果を受け、「巡回点検、抜き打ち監査方法等の改善について」を取りまとめ、各局に通知するとともに、入札監視委員会の改善策についても取りまとめ、関係通知改正の根拠とした。

(3) 事業者アンケート調査の実施

前年度に引き続き、11月に、綱紀保持対策等の再発防止対策の進捗状況を把握するため、競争参加資格を有する約1万の事業者(治山、林道、素材生産、造林)のうち、約2千者を対象に、無記名アンケート調査(4回目)を実施した(回答数1,264、回収率64.5%)。調査結果の取りまとめた概要については、林野庁のHPで公表した。

(4) その他

- ア 発注者綱紀保持対策の徹底を図るための森林管理局の指導
- イ 森林管理局等における入札公告の記載内容等のチェック
- ウ 発注者綱紀保持にかかる研修の実施(12月に、森林技術総合研修所にて実施)
- エ 11月に「林野庁発注者綱紀保持マニュアル」を改訂(通知等の改正によるもの)

3 広島森林管理署事案への対応

広島森林管理署事案については、本委員会に概要と再発防止策を説明するとともに、今年度から全森林管理局を挙げて再発防止策に取り組んでいるところ。

平成24年2月6日
近畿中国森林管理局

広島森林管理署事案原因究明委員会報告書（概要）

1 事案の概要

- 平成23年8月から10月にかけて元広島森林管理署職員3人（内本好則、谷口美敏、山崎太）及び請負業者（有）春貝地木材 代表取締役 春貝地利光（以下「業者（春貝地）」という。）が、森林整備事業の入札に関する加重収賄・贈賄等容疑で逮捕され、その後全員が起訴されて、平成24年1月には元広島森林管理署職員3人に対して有罪判決が言い渡され、同年2月2日には業者（春貝地）に対しても有罪判決が言い渡された。また、別途、職員3人には懲戒処分（免職）が行われた。
- 近畿中国森林管理局では、本事案の事実関係を把握するため、職員に対する聴き取り調査を実施するとともに、第三者委員を含めた「広島森林管理署事案原因究明委員会」を設置し、発生原因の究明と再発防止策等について検討を行い、本日、報告書を取りまとめた。

2 聴き取り調査の概要

- 広島森林管理署職員（平成12年度以降の在籍職員）及び近畿中国森林管理局全職員に対する聴き取り調査を行った結果、36人が業者（春貝地）からの飲食接待、中元・歳暮の受領等の倫理規程に違反する行為を行うとともに、14人が業者（春貝地）に対して便宜供与を行ったことを確認した。

＜非違行為の内訳＞

○ <u>国家公務員倫理規程に違反する行為</u>	36人
・ 飲食接待	30人
・ 割勘飲食	5人
・ 中元・歳暮の受領	17人
・ その他物品等の受領	7人
・ 旅行	2人
○ <u>業務の不適正行為（業者に対する便宜供与）</u>	14人
・ 技術提案書の作成代行	2人
・ 競争参加資格確認申請書等の作成代行	4人
・ 予定価格等の漏洩	4人
・ 入札参加者情報の漏洩	2人
・ 事業完了届の作成代行	4人
・ その他便宜供与	3人
・ 社印の使用代行	10人

- （注）1. 非違行為の内訳の人数は一部重複している。
 2. 国家公務員倫理規程に違反する行為の36人には、逮捕された職員3人及び退職者1人を含む。
 3. 無許可の割勘飲食は、平成17年3月以前の国家公務員倫理規程に違反する。

- 聴き取りでは、次のことが確認された。
 - ・ 飲食接待等は、すべて業者（春貝地）からの誘いによるものであったこと
 - ・ 業者（春貝地）が、飲食接待等を行い、職員に技術提案書等の作成や予定価格の漏洩を行わせていたこと
 - ・ 広島森林管理署内に（有）春貝地木材の社印が預けられており、職員が社印を使用して書類作成の代行を行っていたこと
 - ・ これらの行為に関わっていたのは、広島森林管理署在籍職員のみであったこと

3 事案の発生の背景・原因

- 本事案が発生した背景・原因については、次のように分析した。
 - (1) **広島森林管理署の組織風土とガバナンス機能の欠如**
 - ・ 随意契約の時代から業者（春貝地）を特別扱いする組織風土が形成され、これを背景として、長年にわたり業者（春貝地）が職員に接待等を行うことで職員が業者（春貝地）に便宜を図るという不適正な関係が継続していた。
 - ・ 多くの職員が業者（春貝地）の接待等に応じていたにもかかわらず、署の管理職が事態を把握できず十分な指導も行われないう組織のガバナンス機能の欠如がみられた。
 - (2) **業者（春貝地）からの巧妙かつ執拗な誘い**
 - ・ 職員に対する接待等の誘いは、すべて業者（春貝地）からもちかけられたが、業務の打ち合わせと言ったり、他の職員も飲食していると言ったり、既に接待に応じている者を同席させるなど、巧妙で、職員が何度断っても誘い続けるなど執拗なものであった。
 - (3) **広島森林管理署の職員のコンプライアンス意識の欠如**
 - ・ 多くの職員が倫理規程等に違反することを認識しながらも、他の職員が接待に応じていることで業者（春貝地）からの誘いを断ることができず、また、一度接待に応じることで次の誘いを断れなくなるなど、職員のコンプライアンス意識が欠如していた。

4 再発防止策

- 今回の事案の発生の背景・原因の分析を踏まえ、事案の再発を防止するための方策を次のとおり取りまとめたので、近畿中国森林管理局において実施する。
 - (1) **コンプライアンスの強化**
 - ・ 広島森林管理署における業者（春貝地）との長年の不適正な関係により形成された組織風土の下で、職員のコンプライアンス意識や組織としてのガバナンスが欠如していたことを踏まえ、職員及び組織の公務員倫理、発注者綱紀保持等に関するコンプライアンスの強化を図る必要がある。
 - ・ 毎年の農林水産省倫理啓発週間（例年7月）における全職員を対象とした倫理チェック、研修等の実施

- ・ 毎年の国民視点確認月間（9月）におけるリスクマネジメントの観点からの全局署における業務点検の実施
- ・ 倫理に関する処分事例、外部通報の内容等の職員への周知
- ・ 新たに就任する森林管理局部長、森林管理署（所）長及び次長に対する内部管理等に関する研修
- ・ 外部通報窓口の国民に対するわかりやすい提示
- ・ 業界団体に対する公務員倫理、発注者綱紀保持の周知徹底
- ・ 職員に不当な働きかけを行う業者のHPでの公表
- ・ 職員の人事評価の機会を活用した倫理・コンプライアンスの確保等

(2) 森林管理署の業務の適正化

業者（春貝地）からの依頼により、業者が作成すべき書類の作成代行や予定価格情報の漏洩が発生したことを踏まえ、業務の適正化を図るための業務手続き等の見直しを図る必要がある。

- ・ 造林事業、生産事業に係る郵便入札による試行的実施（近畿中国森林管理局）
- ・ 総合評価落札方式に関する事業体への説明会の開催、制度の趣旨の徹底
- ・ 入札等に関する質問の対応窓口の局への一元化及びHPでの公開
- ・ 発注者綱紀保持委員会及び入札監視委員会の機能強化、抜き打ち監査の実施
- ・ 予定価格の積算と決定の決裁の分離、決裁者の限定、積算資料へのアクセスの制限
- ・ 造林事業、生産事業の予定価格及び落札率の事後公表等

(3) 近畿中国森林管理局の森林管理署等に対する指導・監督の強化

近畿中国森林管理局の広島森林管理署に対する指導・監督が不十分であったことを踏まえ、森林管理署等における入札・契約業務等に対する近畿中国森林管理局の指導・監督の強化を図る必要がある。

- ・ 署職員が倫理に関する相談等を局に直接連絡する仕組みの創設
- ・ 外部通報等への対応ルールの徹底等

(4) 再発防止策の実施

- ・ 再発防止策は、実行体制の整ったものから順次実施していく必要がある。
- ・ 国家公務員倫理法等の違反職員（既処分者3人以上）に対しても、速やかに厳正な処分を行う必要がある。